

設楽町自治体情報システム標準化に伴う業務改革(BPR)に係る職員研修 および業務フロー作成等支援業務委託公募型プロポーザル仕様書

1 業務名称

設楽町自治体情報システム標準化に伴う業務改革(BPR)に係る職員研修および業務フロー作成等支援業務委託

2 目的

設楽町では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の対象となる業務について、一部システムを除き、令和7年度に移行の完了を予定している。

本業務委託では、標準システムへの移行に伴い、デジタル3原則に基づく業務改革(BPR)や、その内容を反映した業務フローを、専門的な知識を有する民間業者の支援を受けて行うことで、業務の最適化を着実かつ効果的に行うことを目的とする。

3 対象業務

標準化対象業務の内、生活保護と児童扶養手当を除く下記18業務+共通機能のシステム

- ① 住民記録
- ② 選挙人名簿管理
- ③ 固定資産税
- ④ 個人住民税
- ⑤ 法人住民税
- ⑥ 軽自動車税
- ⑦ 就学
- ⑧ 国民年金
- ⑨ 国民健康保険
- ⑩ 後期高齢者医療
- ⑪ 障害者福祉
- ⑫ 健康管理
- ⑬ 児童手当
- ⑭ 子ども・子育て支援
- ⑮ 印鑑登録
- ⑯ 介護保険
- ⑰ 戸籍
- ⑱ 戸籍附票
- ⑲ 共通機能

4 履行期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで。

5 業務内容

① 業務改革(BPR)に関する研修の実施

BPRに関する基礎知識および手法に関する研修について、契約締結後速やかに当町と打ち合わせを行い、実施する日付や研修内容を確定し、2025年10月24日までに2回以上実施すること。

② システム標準化に関する研修の実施

システム標準化に関する基礎知識および標準仕様との比較分析に関する研修について、契約締結後速やかに当町と打ち合わせを行い、実施する日付や研修内容を確定し、2025年10月24日までに2回以上実施すること。

③ 業務フロー作成支援業務

対象業務に関して、今までは、各業務ごとに独自に事務を整理していたことから、統一的な形で業務が整理されていない。今回、統一的に業務を整理するため、下記のとおり実施すること。

ア 業務フロー作成環境の提供

職員が容易に業務を整理し、業務フローを作成できるシステム環境を提供すること。

イ 業務フロー案の選定

設楽町と同等の人口規模（4,000人程度）の他自治体の業務分析データを活用の上、選定支援を行うこと。

ウ 相談等受付について

業務フロー作成に係るシステムの使用方法などの問い合わせを、文章でやり取りできるようにすること。

エ ノーコードツール等活用による業務改善の技術的助言の実施

当町では、令和6年度よりノーコードツール「kintone」を全庁的に本格導入しているとともに、ノーコード宣言シティーを宣言した。上記研修や、当町DX担当部署（総務課）との相談を踏まえて、各対象業務についてkintoneの活用も検討した業務の見直しやフローの作成を実施していくが、当町がkintoneを主としたシステムを活用した改善案について、専門的な知見を求めた場合に助言をすること。

6 成果品

受注者は、次とおり成果品を納品するものとする。

① 成果品

以下の成果物を、それぞれ示す期限までに作成・提出し、本町の承認を受けること。

ア 業務実施体制図

業務従事者の一覧表（職名，氏名，実務経験，保有資格等）及び役割分担等を示したものを。契約締結後速やかに提出すること。

イ 研修に係る打ち合わせ報告書

契約締結後、速やかに当町と打ち合わせを行い、研修等の日時や内容を確定し、打ち合わせた内容をまとめて報告書として提出すること。

ウ 研修資料

職員の研修に用いた資料一式を提出すること。

エ 業務フロー案

同等の人口規模の自治体を選定し、業務フロー案（⑤-3）について提出または、システムより最初から出力できる状態にすること。

② 部数・その他作成条件等

ア 成果品は特に指定がない限り，電子データとすること。

イ 成果品に修正がある場合は，修正後の全編を速やかに提出すること。

ウ 成果品の管理及び権利の帰属は，全て設楽町とする。

7 その他

① 本業務の履行に係る打ち合わせ協議は，業務の実施段階に応じて適宜行う。

② 受注者は，当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は，速やかに設楽町に報告し協議を行い，その指示を受けること。

③ 受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については，大小にかかわらず設楽町に報告し，指示を仰ぐとともに，早急に対応を行うものとする。

④ 受注者は，当該委託業務で知り得た秘密，個人情報等について，秘密保持を厳守すること。

⑤ 業務の一部の再委託をする場合は，あらかじめ設楽町の承諾を得るものとする。

⑥ 業務の履行に当たっては，十分な知識・経験を有する者を配置すること。

⑦ 業務終了後において，受注者の責任に帰する理由による成果物の不良箇所が発見された場合は，速やかに本町が必要と認める訂正，補正等その他必要な措置を行うものとし，当該措置に係る費用は受注者の負担とする。

⑧ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は，設楽町と別途協議する。